

議案第53号

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の  
変更について

上記の議案を提出する。

令和8年6月4日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき設置した措置費共同経理課について、令和8年11月1日に杉並区が加入するにあたり規約の変更を行うため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定に基づき、本案を提出いたします。

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の  
変更について

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の一部を次のように変更する。

第1条中「中野区」の次に「、杉並区」を加える。

附 則

この規約は、令和8年11月1日から施行する。